

令和7年度 市街化区域内の農地転用の手続きについて

《市街化区域内の農地の転用は許可ではなく、農業委員会への届出となります。》

1 農地法第4条届出(※1)・第5条届出(※2)受理通知書の交付日

(※1) 農地所有者が自ら農地を農地以外の用途に利用(転用)する場合

(※2) 農地を買受けて、または借受けて農地以外の用途に利用(転用)する場合

月	受付期間(受理日)	交付日
4	4月3日 ~ 9日	16日
	10日 ~ 16日	23日
	17日 ~ 23日	30日
	24日 ~ 5月7日	5月14日
5	8日 ~ 14日	21日
	15日 ~ 21日	28日
	22日 ~ 28日	6月4日
	29日 ~ 6月4日	11日
6	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	7月2日
	26日 ~ 7月2日	9日
7	3日 ~ 9日	16日
	10日 ~ 16日	23日
	17日 ~ 23日	30日
	24日 ~ 30日	8月6日
	31日 ~ 8月6日	13日
8	7日 ~ 13日	20日
	14日 ~ 20日	27日
	21日 ~ 27日	9月3日
	28日 ~ 9月3日	10日
9	4日 ~ 10日	17日
	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	10月1日
	25日 ~ 10月1日	8日

月	受付期間(受理日)	交付日
10	2日 ~ 8日	15日
	9日 ~ 15日	22日
	16日 ~ 22日	29日
	23日 ~ 29日	11月5日
	30日 ~ 11月5日	12日
11	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	20日 ~ 26日	12月3日
	27日 ~ 12月3日	10日
12	4日 ~ 10日	17日
	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	1月7日
	25日 ~ 1月7日	14日
1	8日 ~ 14日	21日
	15日 ~ 21日	28日
	22日 ~ 28日	2月4日
	29日 ~ 2月4日	12日
2	5日 ~ 10日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	3月4日
	26日 ~ 3月4日	11日
3	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	4月1日
	26日 ~ 4月1日	8日

2 受理できない場合

(1) 届出に係る農地等が市街化区域内にない場合

(2) 届出者が届出に係る農地等について、何らの権限も有していない場合

(3) 農地法で定められた添付すべき書類のない場合

3 農地法第3条の3届出(農地の権利を相続等によって取得した場合)

農地法第3条の3届出の受付期間及び受理通知書交付日は、農地法第4条届出・第5条届出の受付期間及び受理通知書交付日と同様です。

4 注意事項

生産緑地指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用できません。

(詳しくは緑地政策課へお問い合わせ下さい。)

【問合せ先】 静岡市農業委員会事務局 農地係

電話：054-266-7234

FAX：054-266-7265